

# 川越市旅館業法施行条例の一部改正（素案）の概要について

平成24年9月

保健医療部 食品・環境衛生課

## 1 改正の背景及び趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布されました。これに伴い、旅館業法が改正され、旅館の業を行うときに開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準等に係る条例の制定に関する権限が埼玉県から川越市に移譲されることになりました。

そこで、「川越市旅館業法施行条例」の改正を行い、必要な基準等を規定するものです。

## 2 改正の主な内容

下記の基準について規定を行います。

### （1）学校等に類する施設の指定

旅館が近隣に設置されることで、学校等に類する施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められる場合、旅館営業の許可を与えないことができます。上記に類する施設について規定するものです。

（例）図書館、博物館、公民館等の施設。

### （2）衛生上必要な措置基準

換気、採光、照明、防湿、客室、入浴設備等に関する清潔の措置基準について規定するものです。

（例）

- ・換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。機械換気の設備は、適宜運転を行うこと。
- ・採光及び照明の措置の基準は、施設の床面における照度が客室、広間、ロビー、食堂及びフロント又は玄関帳場その他これらに類する設備を有する場所においては三十ルクス以上であることとする。
- ・防湿の措置の基準として、雨水及び汚水は、流通を常に良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。
- ・客室における清潔を保持するための措置の基準として、毎日一回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。紙くず等を入れる容器を備え、紙くず等は、衛生的に処理すること。

- ・入浴設備において、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合、循環ろ過器は、毎週一回以上、汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。また、湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(3) その他宿泊者の衛生に必要な措置

客室の定員について、規定するものです。

(例)

- ・客室の定員は、ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては三、五平方メートルにつき一人、簡易宿所営業にあつては一、五平方メートルにつき一人を基準とする。

(4) 宿泊を拒むことのできる事由

旅館営業者が宿泊を拒むことのできる事由について規定するものです。

(例)

- ・宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。その他宿泊を拒む正当な事由があるとき。

**3 施行予定日**

平成25年4月1日